

# 地区計画の区域内における行為の届出について

地区計画の定められた地区では、次の行為をする場合、その工事着手の30日前までに大津市長へ届出が必要です。

その行為の内容は、対象の地区計画の内容に適合する必要があるが、適合しない部分については、変更をしていただくことになります。

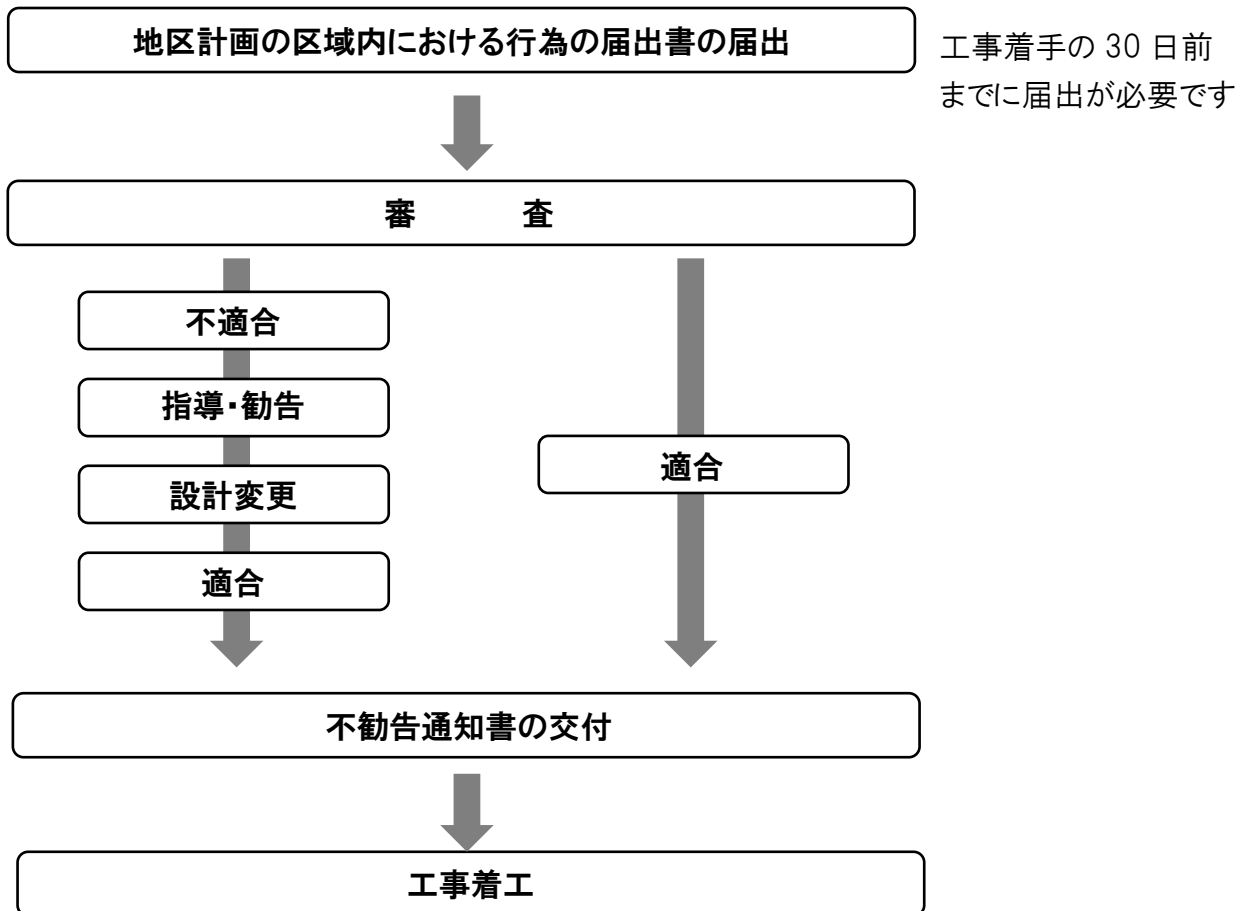
## ＜届出の必要な行為＞

1. 土地の区画形質の変更（敷地を分割したり、道路をつくるなどの造成をする場合等）
2. 建築物の建築（新築・改築・増築・移転をする場合等）
3. 工作物の建設（看板、煙突、擁壁などを建設する場合等）
4. 建築物の用途の変更（店舗から住宅、住宅から工場などの用途を変更する場合等）
5. 建築物等の形態・意匠の変更（外壁の塗り替えなどの建築物の外観を変更する場合等）



## 地区計画の区域内における行為の届出の流れ

（地区により条件が異なります。）





## 地区計画の区域内における行為の届出書 添付書類

地区計画の届出の際には以下の書類を添付し **2部** 提出してください。

1	申請用紙	該当する行為に○をし、地区計画の対象となる項目を記入
2	委任状	本人以外の方が届出の代行をされる場合必要となります
3	位置図	1/2500 程度で場所がわかるもの
4	配置図	壁面後退の規定がある場合は有効距離を記入
		生垣、フェンス等がある場合は、わかるように記入・着色
		緑化率の指定がある場合は、計算根拠記入
5	各階平面図	小屋裏、ロフト等ある場合は場所がわかるよう記入
6	立面図	屋根、外壁等の色がわかるよう着色
		(最高の高さ、屋根勾配の規定がある場合は、勾配記入)
7	求積図	敷地面積、建築面積、床面積等
8	その他	必要により地区計画の内容が確認できる書類 (例:フェンス等のカタログ) 建築物等の形態・意匠の変更をする場合は、現状写真の添付

### 【問合せ先】

〒520-8575

大津市御陵町3番1号 大津市役所

都市計画課 都市計画係

TEL:077-528-2770 FAX:077-527-1028

mail:otsu1303@city.otsu.lg.jp